

ネットワーク

全北海道教職員組合 障教部通信 2013/09/01

No. 8

2013年度 全教障教部寄宿舍各県代表者会議報告

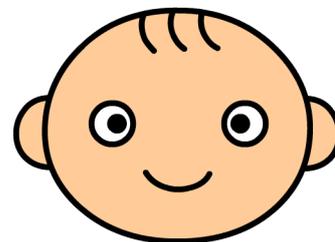
道教組障教部副部長 竹内哲也

6/29～30、東京：全国教育文化会館にて行われた代表者会議の内容を次の様にお知らせします。

○一日目

『障害児教育をめぐる情勢（全教障教部長：土方）』の報告

- ・障害者総合支援法の第7条問題（65歳から介護保険に移行）や障害者差別法の課題、障害者権利条約の批准に向けては、制度改革を行い批准後の運動の重要性についての説明。
- ・教育政策について、学力アップと規範意識を身につける機会の保障問題、学力テストの復活、教科書検定基準の改悪に向けた東京都教育委員会の見解を報告。
- ・障害児教育について、2013年度予算に見る政策の方向性（インクルーシブ教育の批准に向けた取り組み）、第2期教育振興基本計画（答申）の問題点の説明と障害児学校の設置基準を求めた誓願署名活動の報告。
- ・憲法にかかわることについて、自民党の「憲法改正草案」の危険性などの報告と憲法を守りいかす運動への取り組みの説明。
- ・真のインクルーシブ教育を進めるための方策として、全教が過去に提案した『21世紀障害児教育プラン運動』をもう一度確認し、その内容を基本に運動を進めることの呼びかけ。寄宿舍教育の21世紀の展望として、寄宿舍の役割や機能を確認すると共に、全ての必要な子どもたちに寄宿舍教育を保障するシステムや条件整備の必要性。



『2012年度経過と総括及び2013年度方針』提案

- ・『2012年度経過と総括』では、新規採用者の組織拡大が進んでいる京都の報告、8年間採用試験がなかったが組合活動等で採用実施は決まった香川県、2年前に採用試験が実施され、同時に多数の採用者が組合加入した神奈川県、統廃合・入舎制限などの問題ではどのように組合活動につなげていくかなど討議が深められたことを踏まえ、寄宿舍の活用の在り方、役割、意義について論議された山梨県等が報告された。
- ・『特特委員会』報告での寄宿舍の役割の検討では、グローバルな視点、論点が欠けていることから、私たちは課題と論点を整備し、将来への展望が持てる具体的な方向性について、議論を深める必要を強調。
- ・『2013年度の方針』では、寄宿舍の意義や役割を広い視点でとらえ、入舎に関するシステムを全校で確認し、入舎を希望し必要とする児童生徒が入舎できるように進めること。また、入舎制限については、通学困難だけに限定せず、子どもの成長や発達、家庭の生活実態など、様々なニーズに応えられる基準にしていくことなどが重要であることが話された。他にも、2級格付け選考制度廃止反対、採用試験の実施、臨時職員の身分や権利の改善など労働、教育条件の整備を進めることも提案された。また今年度、京都で行われる全国寄宿舍学習交流集会の成功に向けた取り組みを進めることが確認された。

全教障教部寄宿舍事務局から全体提起

- ・『今日における寄宿舍のあり方と展望について』（全体討議資料）の説明があった。その中で、現在の寄宿舍を取り巻く情勢や寄宿舍の役割の変化について報告があり、今、障害児学校「寄宿舍」に求められる機能や役割を考える課題（あり方）について提起され、「通学困難」のみの入舎基準に限定することなく多様なニーズ（保護者・子どもの願い）に対応する寄宿舍づくりをどのよ

うに進めていくかなど、今度の展望についてであった。

3分散会に分かれての報告

・各地の状況や運動、求められる寄宿舍のあり方、そして今日抱えている課題や実態などの報告。

○二日目

全体討議

・一日目の分散会報告、寄宿舍の位置付けや役割、今後の運動について、各都道府県から活発な報告や意見が話された。（採用試験が実施されていない状況、有効活用を行っている寄宿舍、入舎制限を行っている行政。北海道からは統廃合の問題、寄宿舍生が激減している状況を説明。）

全体討論まとめ

・インクルーシブ教育に向けた様々な課題、全教障教部の取り組みの説明の他、今、求められる寄宿舍の展望について、各地の実態把握（入舎基準、入舎生数や指導員の推移など）を分析し、通学困難型の寄宿舍から、学校・地域のみんなの寄宿舍を創っていく視点を持ち、論議することが大切であると述べられた。

提出しましたー

「北海道の障がい児教育の充実・発展のために」を！

障教部常任委員 中川雅人

今年度も、道教組障教部と道高教組障がい児学校部共同で「北海道の障がい児教育の充実・発展のために」（要求書）をまとめ、道高教組の専門部要求に合わせ道教委に提出しました。

8月6日に道庁別館にて行いましたが、事前に道教委の渉外を通じて送っており、このときコメントという形で道教委の発言がありました。（この場では全て渉外課が担当）



主に全体説明を高教組の三田村障害児学校部長、重点のところを2人（三田村氏と中川）で分担して説明しました。

・道教委の担当が渉外で初めから、「コメント」として伝えられるところは伝える、というスタンス。「あらかじめ提出していた要求書を特別支援教育課に伝え、そこで伝えられるところはメモを渉外課に伝え、担当者はそれを読む」というのが基本でした。（説明した部分は再度伝えるとは行ってましたが）

主なコメント

・（寄宿舍の設置に関して）

身近な地域で教育を受けられるよう対応している。近年整備した学校は通学を基本としたもの。

・（分教室に関して）

星置分教室以降は分校を設置している。

・教職員定数に関して

これまでも道として国へ要求しているが、北海道独自としては財政的に難しい。今後も国へ強く要求していく。



回答として納得できるものではなく、今後も粘り強く働きかけ続けることが必要です。

全国寄宿舍学習交流集会 IN 京都（8/3～4日）報告

道教組障教部副部長 竹内哲也

今回のテーマは【「入って良かった」と言われる寄宿舍をめざして～値打ちを語るのは今でしょ～】でした。両日とも猛暑でしたが、22都道府県295名の参加者が、京都の気温を凌ぐ討論を行い、寄宿舍の値打ちなどについて語り合いました。

一日目のオープニングは、太鼓やリコーダー演奏と手話の歌から始まりました。組合員以外の学生や教職員の応援でとても熱気あふれるオープニングでした。その後の開会あいさつの後、丹波支援学校の保護者から、寄宿舍父母交流集会10年のあゆみの紹介とともに寄宿舍設置運動などの特別報告があり私たち寄宿舍指導員が励まされました。

基調報告は、全教障教部寄宿舍事務局の熊谷氏（道高教組）から今回の学習交流集会に向けての話、また、障害児教育をめぐる情勢や課題、そして全国の寄宿舍の状況、これからの寄宿舍の展望など報告がありました。

記念講演は、茨城大学の荒川 智氏が「インクルーシブ教育の本質と今後の特別支援教育について」の講演で、まるで大学の講義を聴いているような専門的な内容でした。

この後は、分科会『知っ得講座』の『どうなる？どうする？特別支援教育』（全教障教部長：土方氏）に参加しました。この中では、障害者政策の中身や課題（障害者差別解消法など）、教育政策全般における課題（いじめ防止対策推進法など）、そして障害児教育のことでは、閣議決定した教育振興基本計画のこと、インクルーシブ教育システム構築事業の予算配分内容、障害者基本計画におけるインクルーシブ教育の推進に向けての課題、障害児学校設置基準の要請運動のこと、学校教育施行令の一部を改正する政令案へのパブリックコメントの内容等の説明がありました。

これら情勢のもと、全教の『21世紀障害児教育プラン運動』を基本として、寄宿舍教育の展望を持ち、未来、将来を語り合うことの大切さを述べていました。

二日目の実践分科会は『寄宿舍の役割・あり方を考える』分科会に参加しました。レポート6本を3つの観点に分け発表されました。①各地で現れている危機の実態、運動と交流、危機の本質を探る（北海道・滋賀・大阪の3本）。②有用活用をどう見るか（香川・山梨の2本）。③入舎要求に応える入舎システムづくり（京都1本）。そして、全体で「役割、あり方を考える上で問われていること」を論議するという内容で進められました。

北海道からは「寄宿舍の休舎・統廃合の現状についての報告と入舎基準の方向転換の必要性、

滋賀からは「聾話学校を守り発展させる会」の活動で、聾話学校敷地内に野洲養護学校分校設置案の反対運動と聾話学校寄宿舍縮小または廃止に至る可能性を阻止した運動、大阪からは、主に「大阪市立特別支援学校寄宿舍の入舎及び退舎に関する基準」についての説明とその基準づくりに向けて、管理職・市教委との攻防で「通学困難」論争＝やられたらやりかえす！倍返しだ！の戦いの報告、香川からは、県立聾学校寄宿舍が、寄宿舍存続を求めて取り組んだ報告（聾学校寄宿舍に中部養護学校の生徒を受け入れている。養護学校マンモス化のためであり今後も継続していく方向）、山梨からは、H23年7月、10カ年計画の「やまなし特別支援教育プラン」が策定され、寄宿舍のあり方として『寄宿舍未設置校の軽度知的障がい的高等部生徒の社会自立を支援するため、「産業実習等における実習」とした宿泊生活訓練をおこない、寄宿舍の有効活用する』という試行を行っていることが報告された。（この試行は今年度から2年間の調査研究だが、一方でH27年度に高等支援学校が開校する予定であり、寄宿舍の併設も予定されているが、生徒数が144人の規模にもかかわらず寄宿舍定員は16名であり、遠距離の通学保障しか想定されていないことも報告された）。京都からは、1988年以降20数年、実質的に教育入舎を守る取り組みを継続していること、更に2002年度から希望者全員入舎に踏み切る方針を立て、新たな入舎システム（計画的な短期入舎）を作り現在に至っている。また、運動の成果として18年ぶりに採用試験が実施され2011以降正規採用があることも報告され、この運動、交渉の中で、府教委は機種記者の教育的な意義を踏まえた採用試験実施を明言し、非常に画期的な事も報告された。今後も大切にすることとして、校内に入舎を検討するきちんとした組織があること、学担が寄宿舍の値打ちに気付くよう、徹底して寄宿舍のことをアピールしていくことと同時に、発信力を鍛える事などを大切にしたいと述べていました。

今回の学習交流集会は、テーマにもある「寄宿舍の値打ちを語るのは今でしょ！」という大変中身の濃い、有意義な集会でした。せっかく京都に来たのだから観光もと考えましたが、ほとんどできず残念でした。おいしいものは食べましたが、...

北海道の障がい児教育の充実・発展のために (道教組障教部・高教組障教部共同要求書について)

昨年から行っている、道教組障教部と高教組障教部共同の要求書作りが今年も行われました。昨年作成した、要求書を精査し、最近の状況や各単組から挙がってきた要求を取り入れ、重点項目を作成して、8月6日に各専門部と一緒に交渉をしてきました。道教組中川先生・高教組三田村先生が提出した内容を報告します。道教組の障害児学級分では、根室の村上先生から挙がってきた項目を取り入れて、以下のように訂正しました。

1 学校増設・条件整備関係

(1)根室管内に、義務制の養護学校を設置か、分教室をること。

2 学級定員・教職員定数関係

(1)特別支援学級と通級指導教室の教員定数を加配措置でなくて配置基準を作ること。特別教育支援員の増員と正規職員化を図ること。

(3)障がい重い子ども達や発達障がい子ども達の受け入れで対応に苦慮している現場の状況を理解し、特別支援学級の学級定員を改善すること。

具体的には1～3年、4～6年で分けて定数を改善すること

の三点です。

その他、要求項目と重点項目（斜線部分）を報告します。

1 学校増設・条件整備関係

(1) 知的障がい高等養護学校については、進学希望者の多い地域での学校増設を速やかに計画・実施すること。また、青年期教育を保障する観点から、抜本的に学校配置基準を検討し、新基準の策定を行うこと。

(2) 間口増設に当たっては、独立校での増設を基本とし、分教室での増設は行わないこと。また、施設の余裕のない学校での臨時増は行わないこと。

(3) 知的障がい併設校高等部については、進学希望者の多い身近な地域での学校・学級の増設を行うこと。また、学級定員については併設校としての専門的ニーズに対応するため、学級定員の改善を図り6名とすること。

(4) 札幌市・帯広市・釧路市などの知的障がい併設校の狭隘化解消のために、学校増設を速やかに計画・実施すること。

(5) 星置養護学校石狩紅葉山分教室の分校化と高等部設置を早急に行い、独立した公務運営ができるよう、予算と人員の配置をすること。

(6) 稲西高校の校舎を活用した星置養護学校の分校の開設に当たっては、現に高等部での教育活動を行っている星置養護学校の現場教職員との話し合いをていねいに行い、一面的な「キャリア教育」に重点を置いた子どもの発達に即していないコース制の導入などを行わないこと。

- (7) 学校等の増設にあたっては、単なる「通学保障」だけではなく、教育を受ける権利を保障し、豊かな生活の中で人格が形成される場という「教育保障」の観点で寄宿舎の設置・充実を行うこと。
- (8) 通学生の安全・確実な通学を保障するため、スクールバスの運行や路線バスの増便要望を行うこと。
- (9) 新たに増設する学校等においても給食を実施すること。
- (10) 愛別高校の校舎を活用して新設される美深高等養護の分校に関しては、通学保障と教育権の保障の観点から、寄宿舎を整備するほか、旭川近郊からの通学手段の確保を早急に検討すること。
- (11) 札幌圏の肢体不自由養護学校及び知的障がい養護学校の狭隘化解消のための増改築、学校増設を行うこと。
- (12) 「視覚障害センター校」の設計にあたっては、センター校がどのような役割を担うのかのビジョンを明確にし、既存の基準による延べ床面積で機械的に施設・設備を決めるのではなく、教育活動とセンター校業務に必要な施設・設備が確保できるよう、当該校の意見を最大限尊重すること。
- (13) 同一校で異なる障がい種の受け入れを行う場合には、該当校と十分に協議し、子どもたちの学習を保障するため、安全を確保するような施設・設備の整備を図ること。
- (14) 釧路西高校の校舎を活用して新設される特別支援学校に関しては、通学保障と教育権の保障の観点から、寄宿舎を整備するほか、釧路聾学校や釧路養護学校との話し合いをていねいに行い、現場教職員の意見を十分に聞き取ること。
- (15) 特別支援学校の統合・再編にあたっては、どの障がい種についても、できる限り身近な地域での就学を保障すること。また、検討にあたっては、子ども・保護者、地域の意向を尊重すること。
- (16) 既存の校舎の活用を行う場合には、子どもたちの学習を十分に保障し、安全を確保するために十分な施設・設備の整備を図ること。
- (17) パートナー事業の拡充のための予算処置を図ること。
- (18) 障がい児学校の医療的ケアを必要とする児童生徒が増えている実態を踏まえ、現場教職員を含めた関係者の検討会議を行い、課題などを明らかにし、改善を行うこと。また、各学校において医療的ケアを実施する教育的意義を、再度確認すること。
- (19) 高等部卒業後の就労や生活の支援を、教職員の業務として認め、また道費による予算措置を行うこと。
- (20) 根室管内に義務併置型の養護学校を新設すること。

2 学級定員・教職員定数関係

- (21) 通常学校の少人数学級実現（当面、速やかな高校までの35人学級、早期の30人学級実現）、教職員定数の大幅改善を行うこと。
- (22) 特別支援学級の教員定数を改善するほか、通級指導教室の教員定数を加配措置ではなく、配置基準を策定して配置すること。特別教育支援員の増員と正規職員化を図ること。

- (23) 特別支援学級・学校における学級編成や教育課程の編成について、子どもの実情に即して行えるよう学校の意見を尊重すること。
- (24) 障がい重い子ども達や発達障がいの子どもの受け入れで対応に苦慮している現場の状況を理解し、特別支援学級の学級定員を改善すること。1～3年、4～6年でわけて定数を改善すること。
- (25) 臨時教職員の正規採用をすすめること。
- (26) コーディネーターの兼任解消に向けて、専任コーディネーターが配置できる教員定数を配置すること。
- (27) 大規模校の副校長配置について、学校運営上での効果（評価）について検討すること。
- (28) 介護員を正規職員として配置すること。また、最低複数配置とし、男女の介護員をそれぞれ配置すること。
- (29) 障がい児学校での障がい者雇用を行うに当たっては、職場環境の整備など、合理的配慮を行うこと。
- (30) 臨時寄宿舍指導員の勤務時間数を、寄宿舍生の実態に合わせて確保・配分すること。
- (31) 養護学校で運行されるスクールバスは、保護者や児童生徒の安心・安全を確保するため、正規採用介護員が乗車できるようにすること。臨時介護員を雇用する場合には、2年以上の継続雇用を原則とし、専門性の向上に努めること。

3 就学関係

- (32) 就学指導委員会の在り方について検討し、子ども、保護者の立場に立った組織となるよう改編をするように適切に指導すること。
- (33) 就学猶予・免除で義務教育を受けていない人（未就学者）については直ちに本人・家族の意向を調べ、早急に対処すること。未就学者の就学について、義務教育9年間、後期中等教育3年間の教育を保障し、希望する人が速やかに受け入れられるようにすること。

4 訪問高等部関係

- (34) 過年齢で高等部の訪問教育を希望する場合、同じ養護学校の中学部の訪問学級を卒業した者でなければ、希望があっても受検できない状況を早急に改善すること。
- (35) 過年齢で高等部の訪問教育を希望する場合、過年齢の受検希望者が定員を超えた場合、若年者から順に入学を許可する現状のやり方を改め、本人の障害の状態や入院先の医療機関の意見などを総合的に判断することができるようにすること。